

定期監査公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年9月28日

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 桂田 晋

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員 藤原 幸作

- 1 監査の対象
秋田県後期高齢者医療広域連合事務局
- 2 監査した期日
平成19年8月31日（金）
- 3 監査の範囲
平成18年度における財務に関する事務の執行
- 4 監査の方法
事務局職員立会いのもと、諸帳簿その他関係書類を調査するとともに、予算経理及び収入、支出事務における合法性、経済性、並びに事務事業の執行及び運営状況を監査した。
- 5 監査の結果
平成18年度後期高齢者医療広域連合事務局の事務処理については適正と認められた。